

## 研修施設群制度 FAQ

### 【基幹施設】

#### 1. 研修関連施設が基幹施設に申請できないのはなぜですか？

ハートチームでの外科連携を含めた包括的な教育を行うためとしております。また、現規約で、どの程度運用が充足されるか、専門医の負担がどれほどか等を、把握してから再検討するため、当面は、研修施設のみとさせていただきます。

#### 2. 基幹施設で専門医が異動した場合、どうなりますか？

以下の緊急対応措置を予定しております。

- ① 基幹施設の施設群指導医（専門医）が1名のみであった場合は、登録していた基幹施設の資格は失効となり、連携施設との構成は解消となる。支部調整委員会が確認し、連携施設に在籍している認定医が指導を受けられるよう、他の基幹施設との再構成を調整する。
- ② 基幹施設の施設群指導医（専門医）が1名のみであった場合で、その施設群指導医（専門医）と連携施設認定医が指導継続を希望する場合は、支部調整委員会が確認し、専門医（施設群指導医）の異動先が研修施設の場合に限り、異動先の施設と連携施設の対価支払いの合意を経て、再構成し、指導を継続することを認める。
- ③ 施設群指導医（専門医）が複数在籍している基幹施設の場合は、支部調整委員会が確認し、同基幹施設の異動しない他の施設群指導医（専門医）に指導を依頼する。
- ④ 基幹施設の施設群指導医（専門医）が複数在籍している基幹施設の場合でも、他の施設群指導医（専門医）が1名につき構成可能な施設数である3施設を既に担当している場合は、支部調整委員会が確認し、①と同様の緊急対応措置を行う。
- ⑤ 上記①～⑤は、会員情報の変更、基幹施設の変更の届出を行うことを必須とし、届け出なく指導を継続していた場合は、指導および認定医の研修歴とは認めない（構成している eCasebook のシステム上の紐づけを変更する作業が CVIT にて必要となるため、必ず届け出を行ってください）。

#### 3. 地域の状況により、基幹施設1施設が最大3施設ではカバーできない場合、どうしたらよいですか？

緊急的な問題が発生した場合は、研修施設群の運用のための細則に定める「第44条 本細則に記載されていないことについては、専門医認定医制度審議会にて審議し、決定する。」のとおり、状況を CVIT 事務局宛にご連絡をいただき、専門医認定医制度審議会にて検討を行います。ただし、頻回の制度改定を避けるため、規約の変更は、原則として、運用1年後の検討課題とさせていただく予定です。

4. **今年度更新の専門医ですが、施設群指導医になれますか？**

2018年8月（予定）の更新申請期間に更新申請を行なっていただくことを前提として、可  
としております。

原則一回以上更新している専門医が施設群指導医に申請可能としておりますが、地域の緊  
急的な状況によっては、研修施設群の運用のための細則に定める「第44条 本細則に記載  
されていないことについては、専門医認定医制度審議会にて審議し、決定する。」のとおり、  
状況を CVIT 事務局宛にご連絡をいただき、専門医認定医制度審議会にて検討を行います。  
ただし、頻回の制度改定を避けるため、規約の変更は、原則として、運用1年後の検討課  
題とさせていただきます。

5. **複数の施設群指導医で同じ連携施設を教育することは可能ですか？**

可能ですが、更新規定第7項②③に定める更新のための症例数、単位の付与は、その連携  
施設の主担当者1名の適用とさせていただきます。

6. **同施設の基幹施設内で研修期間中に連携施設の指導者（担当）を変更することは可能です  
か？**

可能ですが、指導医の変更の届出を行うことを必須とし、届け出なく指導者を変更して指  
導を行っていた場合は、施設群指導医の指導を行ったとは認められません（構成している  
eCasebook のシステム上の紐づけを変更する作業が CVIT にて必要となるため、必ず届け出  
を行ってください）。

## 【連携施設】

### 1. 認定医が在籍しない施設で連携したい場合はどのようにしたら良いですか？

申し訳ございませんが、連携施設にご申請いただけません。

新規認定医申請した場合は例年 11 月～12 月の認定となる予定ですので、次年度の申請時期にご申請をお願いいたします。

### 2. 同じ連携施設の複数の認定医が違う基幹施設を希望した場合は、複数の基幹施設を申請できますか？

同時に異なる基幹施設との構成申請は不可としております。

### 3. 連携施設の認定医が研修途中で研修施設、研修関連施設、連携施設以外の施設に異動した場合はどうなりますか？

専門医認定医制度審議会にて以下の条件を満たしていれば、研修途中であっても残りの基幹の研修が継続できるように緊急対応措置を行う予定です。

① 異動先の新たな施設長が研修施設群に参加することを認めること。

② 支部調整委員会が、基幹施設と新たな認定医異動先施設が連携可能かを判断する。可能であるためには両施設間および施設群指導医と認定医の合意が必要である。地域的に不可能であれば、支部調整委員会が新たな基幹施設の調整を行う。

③ 新たな構成で、基幹施設と連携施設とが対価支払の合意をしていること。

④ 上記①～③は、会員情報の変更、基幹施設の変更の届出を行うことを必須とし、届け出なく指導を継続していた場合は、認定医の研修歴とは認めない（構成している eCasebook のシステム上の紐づけを変更する作業が CVIT にて必要となるため、必ず届け出を行ってください）。

規約および本 FAQ に記載のない想定外の問題が発生した場合は、研修施設群の運用のための細則に定める「第 44 条 本細則に記載されていないことについては、専門医認定医制度審議会にて審議し、決定する。」のとおり、専門医認定医制度審議会にて検討を行います。ただし、頻回の制度改定を避けるため、規約の変更は、原則として、運用 1 年後の検討課題とさせていただきます。

以上